

社会福祉法人いわき福音協会
将来構想についての第二次提言



平成 25 年 3 月

社会福祉法人いわき福音協会
第二次将来構想検討委員会

目 次

はじめに

I 将来構想を検討するにあたっての前提条件	1
II 第二次将来構想検討委員会の提言に向けた検討の骨格	2
III 第二次将来構想検討委員会の提言に向けた中間報告	2
IV 中間報告後の検討内容	3
V 第二次将来構想検討委員会からの提言	5
VI 提言の実現に向けて	9
VII まとめ	15
将来構想五カ年計画一覧	18
第二次将来構想検討委員会提言イメージ図	19
会議開催一覧	24
委員名簿	26

はじめに

ここ数年の福祉の状況は目まぐるしい。

福祉施策も大きく変わりサービスにも契約が導入された。規制緩和から多くのサービス業も参入可能となり、我々是否応なしに市場原理の下で福祉を進めなければならなくなった。福祉の現場にしても、様々な障害態様の細分化も進み、支える福祉環境の整備はさらに求められる。

こうした状況に、私達は積極的に対応しなければ、間違いなく法人としての存在意義を失うことになる。かつてのように待てば福祉が成り立つ時代ではなくなった。むしろ多様化したニーズに、どれだけ応えられるかが問われようとしている。

自立と社会参加を促す制度改革から、様々な福祉需要が拡大し増加する時代となった。こうした状況だからこそ、中長期の展望を描くことは、法人にとって大変重要なテーマとなる。

特に、将来を担う若い職員が、今後の法人に対してどう関わり、どういう将来像を持って責任を果たして行くかは極めて大切な取り組みである。

今回は第一次検討委員会に次いで、中堅職員を中心とした第二次将来構想検討委員会を立ち上げた。現状を踏まえ、今後のあるべき法人像について、自由闊達に議論をして欲しいと願った。各委員の責任と重荷は大変であったと思われるが、仲間や各施設長の適切なアドバイスを受けながら、その期待に充分に答えて下さった。この意味では全職員の思いが込められた提言と理解している。

それゆえに、一人一人が自らの課題として考え、実現に向けて共に努力して欲しいと願っている。

終わりに、この検討委員会の開催も部会議も含めて八十数回に及んだと聞く。本来の業務を抱え、時間を割いての会議は容易ではなかったと思われる。それでも、この一年数ヶ月の間、同僚や先輩達の協力と理解があったからこそ、この提言をまとめることが出来たと、一様に彼等は感謝の言葉を口にする。

委員の皆さんには心から感謝を申し上げます。

平成25年4月

社会福祉法人いわき福音協会
理事長 海野 洋

I 将来構想を検討するにあたっての前提条件

(1) 法人理念の理解～法人のあゆみの再確認～第一次構想検証 法人定款第1章「聖書的信仰」に基づく福祉事業の実現 大河内一郎先生の思い「いと小さいひとりに」

「障がい児者の友として」(法人創立50年誌から)

法人理念のポイントはどんなに弱い存在と見える人でも、大切な存在としてとらえ、

- 一人一人の意向を汲み自己実現ができるように支える
- 日々の暮らしの中で利用者の願いに確実に応え実践する
- 地域の福祉ニーズに積極的に応える
- 経営の透明性、信頼の確保に努める

ことです。それはつまり本人の『願い』『夢』を日々(毎年)確実に実現する実践です。

これまでの法人のあゆみは歴史的な役割の中で入所施設を中心とした事業展開(障がいを持っている人たちの保護訓練)を担ってきました。さらなる発展に向け第一次将来構想検討委員会ではノーマライゼーションの理念が実現されるための将来構想を検討し、新たな事業展開に繋がりました。

具体的には第一次将来構想検討委員会では提言の中で『地域生活移行』を計画し、実際に施設入所者の地域移行を進めた結果(80%達成)からも一定の成果をあげています。しかし『入所施設機能の見直し・再構築』『訪問看護ステーションの開設』『職員の意識改革を図る』といった提言は検討されないまま今に至っている現実があります。

(2) 障がいを取り囲む社会の大きなうねり(変化)と法律の理解を受けて

この10年で社会が大きく変革する中で、障がい福祉も措置から契約へ、指導から支援へ、入所から地域へ、集団生活から個別生活へと激しく変化しました。

また『障害者基本法の一部を改正する法律(H23.7.29成立・H23.8.5公布)』や『障害者総合支援法(H24.6成立)』でも

- ・ 全ての国民が、相互に尊重できる共生社会の実現(自立・社会参加の実現)。
- ・ 全ての障害者はあらゆる分野の活動に参加する機会、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される。

ことが示され、福祉が従来行ってきたことではなく、新たな形を模索すること、さらには実践することが求められる時期に直面しています。

Ⅱ 第二次将来構想検討委員会の提言に向けた検討の骨格

ノーマライゼーション・共生社会の実現に向けて

- ◎社会福祉法人として地域貢献と地域社会における生活をどう支援するかを検討する。
- ◎その際障がい者本人の意向に寄り添い、本人を中心に自己実現できるよう支援を行うものとする（本人による選択の機会、体験の重視）。＝ 意思決定支援
- ◎既存の事業形態にとらわれず、法人規模で必要なことやあるべき将来像を模索する。

以上の視点を基礎とし、地域及び法人・各事業所の実状を踏まえ、みんなが“楽しく”“生きがい”がある暮らしを“安心”して実現できる支援を検討することとしました。

Ⅲ 第二次将来構想検討委員会の提言に向けた中間報告

(平成 24 年 9 月)

まずは法人理念・法の理解、法人の現状の整理等、委員会の構成メンバーで共通認識を持つことに重きを置きました。その上で全体会を中心に、日中活動・生活支援（給食検討会）・児童・医療の 4 部会にて提言に向けた検討作業を進めました。

法人の現状として設備の老朽化、職員・利用者の高齢化、障がいの多様化、人手不足等々、事業所間で共通する課題が多いことが確認できました。そこから事業計画（統廃合）、人材教育・育成や職員配置、組織編成、設備面、労務管理、会計、福利厚生等、法人規模での整備や対策を行うことでの合理化・課題解決が可能と考えました。

また、新法に沿った法人理念の確認や支援者の心構えを皆が共有することが本人の想いを尊重できる支援体制に繋がると考えました。あわせて職員が働きやすく魅力ある職場作りができれば人材確保にも繋がり、魅力ある事業が展開できると考えました。

さらに地域における法人の役割として地域貢献を挙げ、将来を見据え、地域ニーズに応えるべく、安定した事業運営に加えて多様な支援を行うことを提案しました。

つまりは**社会福祉法人であるスケールメリットを活用した事業整備・展開が必要**だということで、法人の今後あるべき姿を検討し、法人組織を改変・再構築することがポイントだとも唱えました。

中間報告後は全体会・各部会にて詳細を具体化し提言にまとめる作業を詰め、中長期的（10 年～20 年後）展望を視野に入れながら 5 カ年計画を明示することを目指すと報告しました。

IV 中間報告後の検討内容

中間報告時に骨格として掲げた「みんなが“楽しく”“生きがい”がある暮らしを“安心”して実現できる支援を検討する」ために、将来構想検討委員会として各事業所の現状を把握する過程（事業所見学や給食の試食等）を経て、各部会にてあるべき論を深めるとともに、実行に繋がる方策を検討してきました。

（１）第二次将来構想検討委員会の考え方（事業所見学や給食の試食を通して）

今回改めて事業所の見学や給食の試食を重ねる中、客観的な視点を持つことで多くのことに気づくことが出来ました。誤解を恐れず、あえて書かせていただくと、

- たくさんの事業所で日中活動や生活支援として様々な実践がなされていました。しかし、（特に入所系の事業所では）事業所ごとの特色が薄く、どこに行っても同じような印象が残りました。また日々の生活・支援としては成立しているものの、^{注1}先（将来・発展）が見えない生活・支援が多いとも感じました。

背景には昼夜同じ場所での生活があり、くらしが完結していること、^{注1}そこには目標や夢がないことが大きく影響していると感じました。強いて言えば措置時代の歴史的背景があって^{注2}福祉色（保護・管理・指導）が強く一般社会でのくらしと比べた際に異質であり、活動や生活実態では正直違和感を伴うことも少なくないと感じました。

- ライフステージを意識したシステムがありません。例えば児童に対してはミスマッチな環境（大人の社会）での対応で、子どもや家族が決して安心できるサービスではありません。また利用者の障がいや年齢層が多様化するとともに高齢化し、障がいが重度化かつ変化（認知症の発症等）する状況に苦慮する事業所も少なくありませんでした。改めて法人としてライフステージを意識し、年齢・特性に応じた適切な支援体制のあり方、ライフスパンでの繋がりのある支援体制を考える必要性を強く感じました。
- 食事に関してはどの事業所でもおいしい食事が提供されていました。しかし、必ずしも誰もが美味しく食べられるモノ・環境ではありませんでした。事業所ごとに様々な工夫やノウハウが見られたものの、実際問題として事業所間の格差が大きく、法人として「食」に対して真摯取り組むことができれば大きく質を向上できるとともに、さらに発展できる可能性を感じました。

等が挙げられます。こうした点から第二次将来構想検討委員会では「だれもが地域を舞台にひとりひとり自分らしく当たり前にくらせる社会」の実現を目指すこととしました。

また法人だけでなく地域とともに歩む必要性があることから、法人と利用者、地域と一緒に共生社会を実現する為に、みんなが『共に育み』『共に育つ』意味の『共育』の視点を大切にすることとしました。

(2) 各部会の目標

みんなが“楽しく”“生きがい”がある暮らしを“安心”して実現できる支援を検討する中で、「だれもが地域を舞台にひとりひとり自分らしく当たり前にくらせる社会」を実現するために必要な目標が各部会で整理されました。部会ごとの目標は以下のとおりです（経過は別紙資料を参照願います）。

①生活支援部会の目標

- ・ 本人らしいくらしの実現（本人や本人の意思を大切にする）
- ・ 本人のくらしを想像・創造出来る支援体制作り（プロ・スペシャリスト集団の育成）

②生活支援部会給食検討会の目標

- ・ どこまでも（嚥下状態が悪くなくても）、限りなく『普通食』での提供
- ・ 美味しく、楽しく、家庭的な食事

③日中活動部会の目標

- ・ 楽しみ・生きがいづくり
- ・ 住まいと活動の場の分離（昼夜分離）
- ・ 移動面の自立（送迎サービスの実施）

④児童部会の目標

- ・ 子ども（子どもらしさ）を育む支援
- ・ 子育てする親（職員）を育む支援
- ・ 地域（コミュニティースペース・地域交流）を育む支援（ふくいんのもり構想）

⑤医療部会の目標

- ・ 安心して生活できる支援体制づくり（生活に即した生活医療の充実）
- ・ 安心して医療を受ける体制づくり

各部会でこうした目標をもとに方策を具体化する作業を進めました。さらに共育の視点を踏まえて各部会の考えを整理することで第二次将来構想検討委員会の提言につなげました。

V 第二次将来構想検討委員会からの提言

(1) 第二次将来構想検討委員会は共生・共育のいわき福音協会（職員）としてみんなで「共に」・「友として」生きるために以下の五点（①～⑤）を育むことを提言します。

①安心な生活

- ・ 個別の生活実現（個別支援計画の徹底・相談支援の強化）
- ・ 24時間支援および医療的ケア体制の充実
- ・ 知識を貯え、体験を通しての地域移行
- ・ 栄養管理の充実
(H27年管理栄養士配置を視野に／地域・職員を含めた栄養相談等も)
- ・ 訪問看護ステーション開設（看護・リハビリ）
- ・ 生活に組み込む予防リハビリ
- ・ 医療機関を受診しやすくする仕組みづくり
- ・ 生活の多様化を支える送迎の仕組みづくり
- ・ 高齢化する社会を支える高齢者事業の検討
- ・ 発達障がいまでカバーする療育センター機能の検討

②魅力ある（やりたい）活動

- ・ 法人日中活動の整理
- ・ 活動の有目的化と選択出来る仕組みづくり
- ・ 専門性の確立（プロの活用・^{注3}脱福祉レベル）
- ・ 趣味活動から生産活動へ（役割づくり⇒地域貢献や市場での競争・販売）
- ・ 余暇支援

③おいしい食

- ・ 食事サービス部（センター）立ち上げ
- ・ 新調理システム導入の検討
- ・ 食による地域への発信およびA型就労の強化（レストラン・カフェ）

④子ども（子育てする親）

- ・ 託児の検討（職員のサポート、障がい児を持つ家族の支援）
- ・ 児童に特化したサービスの検討（児童デイ・短期入所）
- ・ 子どもを育てる地域貢献のあり方検討
公園（牧場）・児童館的機能・レストラン・カフェ⇒ふくいんのもり構想

⑤支える人（職員や地域の方々）

- ・支援の見直し・あり方の検討
- ・スタッフの教育（支援を考えるプロ育成システム）
- ・スタッフ（介護職員・医療的ケア対応）養成
- ・医療職・福祉職の連携・協働
- ・ボランティアコーディネーターによるボランティアおよび地域の育成

（２） 加えて①～⑤の育みを実現するためには育む方策を支える機能が必要となります。そこでいわき福音協会が社会福祉法人として理念に基づいた事業運営と地域貢献が出来るよう以下の三点（⑥～⑧）を提言します。

⑥法人のチェンジ・イノベーション

法人には理念があり、規模が大きく、歴史があり、それにより自治体や福祉団体からの信頼があります。また、ヒト・モノ・カネといった資源が豊富にある点も法人の特徴と言えます。

しかし、体質が古く、理念が浸透していない面があり、法人としての将来に対する展望が不透明なため、^{注1}利用者・職員ともに夢が持てず元気がありません。また、事業展開もまだまだ^{注2}福祉的発想のものが主で^{注4}企業的発想ができないことにより、十分な事業展開や地域貢献ができていません。そのため、福祉分野を外れば、地域の中でもこういった組織であるかの認知度もいわき圏域・福島県でみればまだまだといったところがあります。

また、法人は少子高齢化が進む社会の中にあり、震災及び原発事故の影響で不安定な生活を強いられているいわき圏域（相双圏域を含む）にあります。今だからこそ出来る事をしっかり見定めた上で、スケールメリットを活かした積極的な事業展開ができれば利用者や地域・社会に寄り添う法人として地域に貢献できるチャンスがあります。

以上より、法人のあり方および法人理念について検証を行う必要性を強く感じます。さらには何事にもスピード感が求められる現代だからこそ、迅速に意思決定し、実行できる体制づくりも不可欠です。つまりは法人自体の変化・刷新が必要だと感じます。

魅力ある法人（働きやすく・楽しく・おしゃれ）に転換できれば、利用者、職員、そして地域（住民）がわくわくドキドキするような存在として地域に必要とされる社会福祉法人として事業展開ができると考えます。

⑦本部機能の強化

法人が変化・刷新するため、また法人を柱とした事業運営を行い、法人の強み（スケールメリット）を活かすためにも本部機能の強化が必要と考えます。

法人には本部機能があるものの、各種検討を行う場とそれに対する責任の所在が不明確であるために法人としての一体感に欠ける状況があります。また委員会機能もありますがやはり目的、責任が不明確になっている面があります。本部機能を各事業所よりも高い階層に位置づけた上で、今以上の専門機能と責任を伴った本部機能及び委員会機能の改変・再編が必要だと考えます。

運営については事業所単位ではなく法人としての経営ができれば、予算や設備改修等でも計画的な運用も可能となると考えます。また福利厚生や労務管理（年功序列でない給与体系・雇用条件）を充実できればスタッフ募集に際しても働きやすい魅力ある職場として職員確保にも繋がります。さらに、事務業務面での整備が進めば、法人と各事業所間での事務部門での業務強化・連携にも繋がり、業務の合理化が見越せると共に現場スタッフの業務の煩雑化を軽減できる事が期待されます。さらに物品管理ではコストカットも期待できます。

事業についてはたくさんの事業所で様々なサービスを展開していますがそれぞれの事業内容が不明確で、サービスの質もマチマチです。法人が主導的に従来の知的・身体を中心とした事業に加え、病院機能、高齢者、児童、精神、発達での分野を戦略的に整備かつ強化出来れば事業の合理化にも繋がると共に、地域に貢献できる事業展開が期待されます。その際には入所支援にとらわれず相談支援・地域支援の実績を活用した戦略に基づく事業展開が望まれます。

また、従来法人が行えていない点として、

- 事業内容・財務状況に対する達成度の評価・検証
- 積極的な広報活動（営業戦略的・ボランティアおよび地域協力者の育成・法人を柱とした地域活性化 等）
- 防災・緊急時対応の体制強化
- 企業的な発想（^{注3}脱福祉）に基づく積極的な企画（戦略）の検討・立案
- 傾聴（公聴）システム
- 送迎面の体制整備
- 法人としての統一した IT 化（例えば職員一人一人に対するメールアドレス配付等）等があり、本部機能の強化・改変にあわせて検討を要する点だと考えます。

⑧すべては人

法人の現状を脱却するための本部機能改革と共に重要な事が人（スタッフ）に対する部分です。法人および事業を担い、実践を行うのは…人です。法人として次世代を担う職員を育て、活用するシステムづくりの必要性を訴えます。

法人は経験豊富な人材から若手まで、多種多様な（医療・福祉の）資格を持つ多くのタレントを有しています。しかしチーム（法人）としてのまとまりに欠け、法人としての展開の見えなさにより煩雑化する日常の業務に追われ職員が疲弊している状況があります。また、背景としては^{注5}古い組織体制に加え、マンパワー不足等による働きにくさや、職場（仕事・環境）に魅力が無い、意見を挙げても吸い上げられない等を理由に職員が定着せず、最終的に辞めてしまうケースなどもあります。

まずは職員を大切にするためにも、将来の法人・各事業運営や人材（専門職）活用を見越しての新人職員から管理職まで計画的な人材育成システムが必要であると考えます。また、人材育成に加え人間関係の構築も必須事項であり、法人職員としての連携を強化するためにも法人内での職員交流等も計画的に実施される事が望まれます。また職員の育成・交流に地域住民や全国の仲間との関係性まで含めた計画を立案出来れば地域貢献、社会貢献の大きな役割を果たせることにも繋がると考えます。

さらには法人として職員にとって働きやすく、魅力ある職場づくり（例：託児所等の設置、給与体系の見直し等）を率先して行う必要があります。

加えて実習生の指導体制も法人として質を均一化し、充実させることができれば、人材確保にも繋がり、法人・学生の双方にメリットが見いだせます。

(3) (1)・(2) つまり①～⑧を実現すること、つまり変化し、刷新することが

- ・個別支援
- ・想いの実現
- ・地域ニーズ

に応えることとなり、結果法人理念に基づく実践に繋がると考えます。

VI 提言の実現に向けて

(1) 法人に対する要望

第二次将来構想検討委員会は以下の四点に関し、担当者、期限を決めて実行することを要望いたします。

- ・法人のあり方と法人理念についての検証および迅速な意思決定ができる体制づくり
- ・本部機能の強化と委員会機能の再編
- ・人を大切に作る仕組みづくり：法人として次世代を担う職員を育て、活用するシステムづくりおよび職員にとって働きやすく、魅力ある職場づくり
- ・将来構想についての第二次提言の実行度を評価する機能の設置（マネジメント担当の具体化）

(2) 提言を実現するための具体的な方策

（第二次将来構想5カ年計画を参照願います）

①個別支援強化のためのスタッフ育成・連携・充実

本人支援に必要な個別対応を実現するためには、本人の純粋な想いを汲み取り、吸い上げる気持ちと技術を持ったスタッフが必要と思われます。そういったスタッフの充足を図るために、サービス管理のあり方を検討し、相談支援専門員とサービス管理責任者（以下、サビ管）とを対象とした法人個別支援計画研修を行い核となるサビ管（以下、コアサビ管）の育成が必要です。また、法人サビ管連絡会と相談支援専門員とサビ管の連携会議を設ける必要があります。本人の想いを汲み取れるようなコアサビ管を増やすことで、サビ管をスーパーバイズできる体制を整備することが必要です。そうしたことにより、コアサビ管以外の職員も本人の声を聴くスキルを身につける機会が増えると思います。

②個別支援計画の強化

本人らしい暮らしの実現のためには本人の想いに耳を傾け本人のニーズをしっかりと把握する必要があります。個別的な支援の実現のためにも大切なことです。そして、その想いを把握するツールとしては、個別支援計画が基本であり、その強化が必要になります。具体的にはサビ管を含めた人材の教育を行った上で、個別支援計画の見直しを行います。さらには個別支援計画の質を担保するために第三者評価（できれば外部）の実施などが必要になると考えます。

③サビ管による地域サービス（GH含む）情報の共有・提供を行い、本人が知る機会をつくること（GHとはグループホームの略）

本人が住むところや日中過ごす所を選ぶには、本人に選びやすい情報の提供が必要です。本人にとって選びやすい情報を支援者が的確に提供出来るようになるために、地域サービス情報の共有をしなければなりません。日中活動事業所全ての特徴整理を行い、情報の提供をする必要があります。その際、相談支援との連携やホームページの活用が重要であると考えます。職員だけではなく、利用者同士の情報源となれるようなサロンのような場所の検討・試行を重ね、最終的にはサロンを設置することが有効と考えます。

④生活支援のあり方検討・支援の個別化

個別支援計画の強化で記述したように本人らしい暮らしの実現には「個別」「個人」を尊重した支援が必要になります。現在、施設生活においては日課・居住空間など生活場面すべてにおいて集団を優先したものになりがちで個人のニーズが充足されているとは言い難い状況があります。したがって、入浴や食事など個別の生活スタイル・ニーズに合わせた支援体制の構築が法人全体で必要だと考えます。

⑤生活の昼夜分離を目指し体験を通じて暮らしの場を選択できるよう整備すること

現在、入所している利用者の殆どが、他の暮らし方が分からない可能性があります。暮らしの場を選ぶための経験をするためにカナダ館（仮称）の地域体験ルーム（身体障がい者可能）を利用し、年間14人（50日／人×2部屋）の生活体験の実施が必要であると思います。それに並行して独立型の短期入所を併設した地域体験ホームの整備が必要であり、年間21名（50日／人×3部屋）の体験と短期入所（2名）の受け入れ実現が必要です。そして希望があった方の地域移行を順次進めて行く必要があると考えます。

⑥生活の昼夜分離実現するための地域移行計画（目標値）

地域体験をし、地域移行を希望する利用者に対しての支援が的確なものとなるよう、また、地域で暮らす利用者が地域で豊かな生活が送れるよう、GH支援のあり方を検証し、地域移行を進める必要があります。年間GH3軒の立ち上げを目標とし、将来的には、知的40名（入所利用者）と身体・重心20名（入所利用者と在宅生活者を含む）の地域移行の達成を目指すべきだと考えます。

⑦事業の統廃合を視野に入れた入所支援の検討

いわき福音協会には、入所施設が多く、また、入所利用している利用者が全てのことを1つの場所で完結してしまっていることが「当たり前」となっています。本来「当たり前」とされるべき、自分の好きな活動を自分で選ぶ為の1歩として、入所機能の検証と、あり方を検討することが重要だと考えます。入所機能の縮小・統廃合の検討を行うと同時に第二次地域移行を達成していくことが必要だと思います。

⑧日中サービスの検証・整理を行うことで活動を選択できるものとし、日中サービスは、通うことを当たり前とする昼夜分離を行うこと

現在、法人内で展開している日中サービスの活動内容の重複を解消するために、サービス内容の検証と整理を行い、サービスを有目的化することが大切です。また、^{注3} 脱福祉レベルでの質の高いサービスの提供を目指し、それぞれが一般企業の「当たり前」の視点を取り込んでいく必要があります。具体的には専門家を活用したサービスの生産活動化（地域貢献・役割づくりを含む一般企業との競争や評価）を行い、規模も生活介護定員20名を目指すことで、利用者が日中の活動を自由に選択できると共に昼夜分離（通所）の実現に繋がると考えます。

⑨余暇支援を充実

余暇利用については、施設及び地域で暮らしている方の両者とも資源が不足し、サービス展開として不十分な部分があります。そこで、法人として「ボランティアコーディネーター」を養成しボランティアの育成・ネットワークの構築などに取り組み余暇支援の充実を図る必要があると考えます。その際、地域の方と一緒に楽しむ事と共に、地域の理解者、支援者を育むスタンスが大切であり、地域貢献につなげる必要があると考えます。

⑩発達障がい対応 児童発達支援・放課後等デイサービス事業の開設

発達障がい児のニーズが増え、市内ではサービスが少なく、待機者（相双圏域を含め）が多い現状があります。こうした状況に対し法人では成人施設で対応しています。

保育士、教員免許保持者、療育スタッフ（リハビリ等）など専門性をもったいろんなスタッフがいる法人だからこそ、子どもに関わる人、設備を含め、子どもに特化したサービスを行うことができます。慣れた環境、スタッフで子ども自身が安心して過ごせるように、将来的には同じ場所で短期入所もできるような整備が必要です。また送迎サービスは必須と考えます。

⑪食の質を高めるために食事サービス部を開設

現在の食事サービスは、献立作成から食事提供までほぼ同じ作業を各事業所で行っています。これは、食事の提供者像の違いもあるので欠点ばかりとは言えませんが、人材確保や作業効率、食材の仕入れ方法や事務処理など、まとめられる所は効率よくまとめ、もっと一人一人に寄り添える食事（モノ及び環境を含めた誰もがおいしい食事）の提供に重点をおくべきだと思います。

また、食事サービスは、施設での食事提供に留まる事なく、例えば療護園で長年かけて確立してきた段階食を小売するといった様に、弁当部門の他にも事業拡大の可能性を秘めています。

食は、人と人を繋ぐ架け橋になるものです。それゆえに、質の高い食事の提供に重点を置くには、ヒト・モノ・カネがスムーズに回るシステムが必要となります。

そのためには、法人の中に独立した食事サービス部門を開設し、食事サービスの向上と共に新たな事業の展開（利益を生む事業）を行う検討ができると思います。

⑫新調理システムを導入し・給食センターの設置検証及び食を通じて地域に貢献（発信）

現在の調理システムは、衛生管理の観点をもとに提供時間から逆算した作業開始となっており、それが繁忙時間を生んでいます。新調理システムは、衛生的で計画的な調理システムであり、多くの病院や施設、フードサービス業界で取り入れられている調理法です。小規模単位からの導入により、業務の集約(センター化)を検証する他、仕事効率を高め、作ることに重点をおいた今までのサービスから、食べる人に寄り添うサービスへと転換して行きたいと考えます。

また、地域からのニーズに答えることの出来る体制をつくることで、地域に根ざした事業の展開がはかれると思います。

⑬重度障がい者を支える医療的ケア対応職員の養成

利用者の高齢化、重度化により医療が日々の生活と密着し医療的ケアを含む生活支援が必要となっています。利用者が安心して生活できる環境整備が求められるなか暮らしを支える医療として医療的ケアの充実を目指し、医療的ケア対応職員の養成が必要になってきます。またH27年度からは医療的ケア対応介護福祉士の入職が予測され、従来のスタッフもしっかりと業務を遂行できるよう計画的に育成が必要と考えます。

また、医療的ケア充実の体制づくりにより生活支援において医療職、介護職の専門性に基づき対等な関係で連携していくことが重要であると考えます。

⑭ 24時間支援体制のための介護職員（ヘルパー）養成及び実習指導体制の整備

不足するマンパワーを補うため、法人として障がい者に特化した介護職員の養成を行う必要があります（介護職員養成システムの検討準備）。スタッフが増えることにより在宅サービス（短期入所・日中一時・通所事業）ならびに地域における24時間支援体制の充実を図ることができると思います。

また、法人として実習指導体制を整備し、有能な人材確保に繋げる仕組み作りが必要だと考えます。

⑮ 訪問看護ステーション（訪問看護・訪問リハビリ）の創設

在宅での暮らしを支える医療が不足しています。QOLの向上を目指し、法人として看護師やリハビリスタッフ等の人材やスキルを活用し、地域医療の貢献、医療ニーズの対応、在宅支援の充実を図るために訪問看護ステーションを立ち上げ、訪問看護ならびに訪問リハビリステーションを行う必要があると考えます。当初は重度障がい児・者を主に展開し、地域に貢献するためにサービス過疎地域（平窪・赤井・小川・川前）への展開も考えられると思います。また、法人生活介護事業所へリハビリスタッフを派遣することで、生活リハビリの体制を整えることができると思います（リハビリ加算による収益増も見込めます）。

⑯ 医療機関を受診しやすくすることで安心して医療が受けられる体制を作る

嘱託医、協力医がいるものの必ずしも障がいを理解していたり、十分な連携がとれているわけではありません。緊急対応ではなおさらです。そこで法人独自の医療機関評価を通して安心して受診できる医療機関を見極め、提携することで利用者の安心につなげていくことができると思います。また、スムーズな受診につなげるために生活者ごとの医療情報のシートの作成が有効だと考えます。

⑰ 送迎サービス立上げの検討（昼夜分離実現に必須）

法人内の日中活動サービスの送迎をみると、同じ地区に各事業所が重複して送迎しています。送迎の合理化を図るため、また、法人内の事業所を送迎車が回ることで法人内の日中活動が誰でも利用しやすくなるためには、送迎サービスが必要になってくると思われます。そのために現状把握と機能集約の検討を行う必要があります。身体障がい者の送迎は車いす対応の車輛と付き添いが必須となります。そのため、知的事業所の送迎とは分離する必要があります。知的・身体の双方での送迎の仕組みを検討し、まず

は知的対象送迎部門の送迎サービスを開始し、のちに身体部門での送迎に繋げることも考えられます。また、単独の送迎サービスの事業所に車輛を集約することで、各事業所で行事がある時や通院の時などに車輛貸し出しなども行うことにより、送迎にかかる人件費や車輛維持費等のスリム化に繋がると思います。

⑱企業内保育立ち上げを検討（法人スタッフの子どもの預かり）

法人には小さなお子さんを持ち、働いている人がいます。また療護園や平養護学校に通う子どもの兄弟などの預かりの場がありません。ニーズ調査をしたうえで、法人として企業内保育を立ち上げスタッフが安心して働ける環境づくりや障がいを持つ子どもの兄弟が安心して過ごせる場所づくりを提案します。将来的には、地域の子どもが通えるような小島保育園の分園開設も考えられると思います。

⑲ふくいんのもり構想

世の中は、少子高齢化、核家族化が進み、地域でも子どもを育む環境が減っています。障がいのある親の子育てを応援する仕組みも少ない現状にあります。また、震災後、原発不安もあり、子供たちが安心して元気に過ごせる環境が減っています。

そこで地域貢献のあり方として、障がいの有無にとらわれず、子育ての視点で事業展開することを提案します。障がいがあってもなくても一緒にわくわくドキドキできる環境やイベントがあれば自然にみんなが共に生き、楽しく過ごせると考えます。

法人の強みである広い土地を有効活用し（具体的なイメージとして、はまぎく荘周辺）、地域の子どもたちが気軽に遊びに来られる児童館的機能を有した公園（ハウスを活用した屋内環境を含む）があると面白いと思います。そこでは子ども向けのイベントを企画したり、牧場で動物とふれあったりと、子どもが楽しく過ごせる場の提供ができると考えられます。また、障がいのある親を含め、子育て相談、育児支援ができる機能もあると良いと思います。

周辺には法人のノウハウを活かした段階食を提供できるレストランやカフェなどを設置し、だれもが美味しく食べる環境を考えてもよいと思います。また高齢者のサービス（小規模多機能型）を開設することで、高齢者と子供の交流を図ることができます。

こうした一体型複合機能の展開を『ふくいんのもり』構想とし、地域住民を巻き込み、たくさんの人たちが出会い、学び、共に育つことができる環境作りを意識した地域貢献の形として提案します。また、『ふくいんのもり』構想が実現すれば、就労継続支援 A 型の新たな活動の場としても期待できると思います。

⑳療育センター機能の検討

法人として療育機能のある療護園はあるが発達障がいまでカバーする療育センター機能がありません。発達障がいのニーズが多い中、地域（いわき圏域）自体で深刻な医師不足によりニーズに対応できていない現状があります。今後はニーズに応えられるような対応が必要と考えます。そのためにも法人として療護園のあり方について検討することを要望します。

㉑提言の実現に向けて H25 年度からの実行が必須です

法人・本部機能を変化させる検討・検証を H25 年より実行してください。さらに提言を実行するための仕組みを作り、実行度を評価する機能を設置してください。いずれの作業にも第二次将来構想検討委員会のメンバーを起用願います。

VIIまとめ

この10年で社会・障がい福祉は大きく変化を遂げました。法人内でも生活介護や就労関係等の新規事業を立ち上げ、地域移行・地域支援等、変化に合わせた実践をおこなってきました。

しかし、今回第二次将来構想検討委員会にてあるべき論を追い求める中で、社会が求める実践、国が法に掲げる目標・理想（共生社会の実現）等と法人の現状を比較した際には大きなギャップを感じ、強い危機感を持ちました。

IT 時代である現代社会は、よくも悪くも情報が溢れています。つまり良い情報も、悪い情報もすぐに社会に伝播します。これまでは理想だったことでも、どこかで実践されていれば情報として伝播し、理想ではなく現実として理解されます。こうした現代社会は急速に理想を求め、実現しようとし、そして達成する力をつけています。

法人は社会福祉法人として入所サービスを柱とした様々な福祉を実践してきました。ですがこのままでは急速に変化する社会が求めるサービス、つまりは地域ベースのサービスと法人の実践には大きく溝が開くことが危惧されます。

これまで果たしてきた役割を次世代につなぎ、さらに発展するためにも、これまでの古き良き部分を知る先達がいる、これからを担う中堅・若手がいて、一緒に働くことができる今こそがチャンスであり、法人が変化する時だと考えます。

平成23年12月に第二次将来構想検討委員会が発足し、委員会として1年強の期間、法人について、また福祉、支援についてあるべき姿を考え、議論できる機会を与えて頂いたことに感謝致します。私たちはこの機会に多くのことに気づき、今後すべきことを

見いだすことができたと思います。ここからは立場をわきまえないぶしつけな意見になることを承知の上で書かせて頂きます。

我々第二次将来構想検討委員会一同は今回提言した内容についてぜひ法人事業計画へ盛り込むとともに、提言が実行に繋がり、そして実現できるような体制づくりを切望致します。さらにそうした体制を整備する際にはその中心メンバーとしてぜひあるべき論を重ね、理想を、本人の想いを実現する支援をしたいと考えるようになった第二次将来構想委員の活用をお願いしたいと思います。

また、今後創業者、大河内一郎先生を直接知る職員はいなくなります。だからこそ、大河内先生の思いを受け継ぎ、法人が一体となって事業が実施できるよう法人理念を職員みんなが分かるように今の言葉でまとめる作業が必要だと感じます。さらに時代の変化、社会のニーズに対し遅れないスピード感ある運営体制が必須であるとも考えます。

ぜひ法人の変化・改革を進めるためにも様々な意味で組織を刷新する決断をお願い致します。

以上第二次将来構想として提言致します。

平成25年3月 社会福祉法人いわき福音協会 第二次将来構想検討委員会 一同

第二次将来構想検討委員会では、

共生・共育のいわき福音協会（職員）としてみんなで「共に」・「友として」生きるために五つの育みを提言しました。

<キャッチフレーズ>



そこで【HAGUKUMU】をキャッチフレーズとし、

- 暮らしを育む
- 食を育む
- 人を育む

ことを目指します。

また、【HAGUKUMU】には

- ハグ（hug/抱きしめる）するような支援をする
- 手を組む・仲間となる・協力する
- 想いを汲む・汲み取れる

そうした組織を目指す想いが込められています。

注1【先（将来・発展）が見えない。利用者・職員ともに夢が持てず元気がありません。】
決して法人利用者及び職員のみならず夢や希望を持っていない訳ではありません。中には夢や希望を持って充実した生活をされている利用者がいます。また、先（将来・発展）を見据えて元気に楽しく支援する職員もいます。ですが、まだまだ少数であり、利用者・職員の多くは先（将来・発展）が見えず、夢が持てない、若しくは夢があっても夢を実現するための術（選択）が無いといった現実があります。今回、将来構想検討委員会はこうした実態を重く捉え、法人として危機感を共有するためにも、あえて提言の中にある「先（将来・発展）が見えない」「利用者・職員共に夢が持てず元気がありません」といった表現を用いました。

注2【福祉色・福祉的発想】
従来の福祉における法の縛りの中での保護、管理、指導に重きを置いてきた部分

注3【脱福祉】
集団を対象とした管理、指導ではない本人主導・支援型福祉。法の縛りにとらわれず、必要なことを自由な発想・企業的発想に基づき、実践すること。

注4【企業的発想（一般企業の当たり前）】
現状維持や提供者の論理ではなく、競争社会の中で枠にはまらない自由な発想のもと、高い品質やサービスを追求することで利用者のニーズに応える視点。決して利益追求ではありません。

* 企業目的について～ドラッカーのマネジメントより～

組織とは 組織はその成果を通じて、社会に貢献します。組織は存在そのものに価値があるのではなく、その成果に価値があります。

企業目的 企業とは何か、それを決めるのは企業自体ではなく、顧客であるとドラッカーは言います。その理由は、顧客だけが商品・サービスに対し支払いの意志があるからだ。

顧客の創造 企業は、顧客の欲求を満足させたり、欲求そのものを生み出すような商品・サービスを提供します。そしてその欲求を需要に変えることが顧客の創造・市場の創造です。

⇒つまり企業目的は「利益の追求」ではなく、『顧客の創造』である。

注5【古い組織体制】
基本的に年功序列、上意下達の体制。

将来構想5カ年計画(Ver.2)

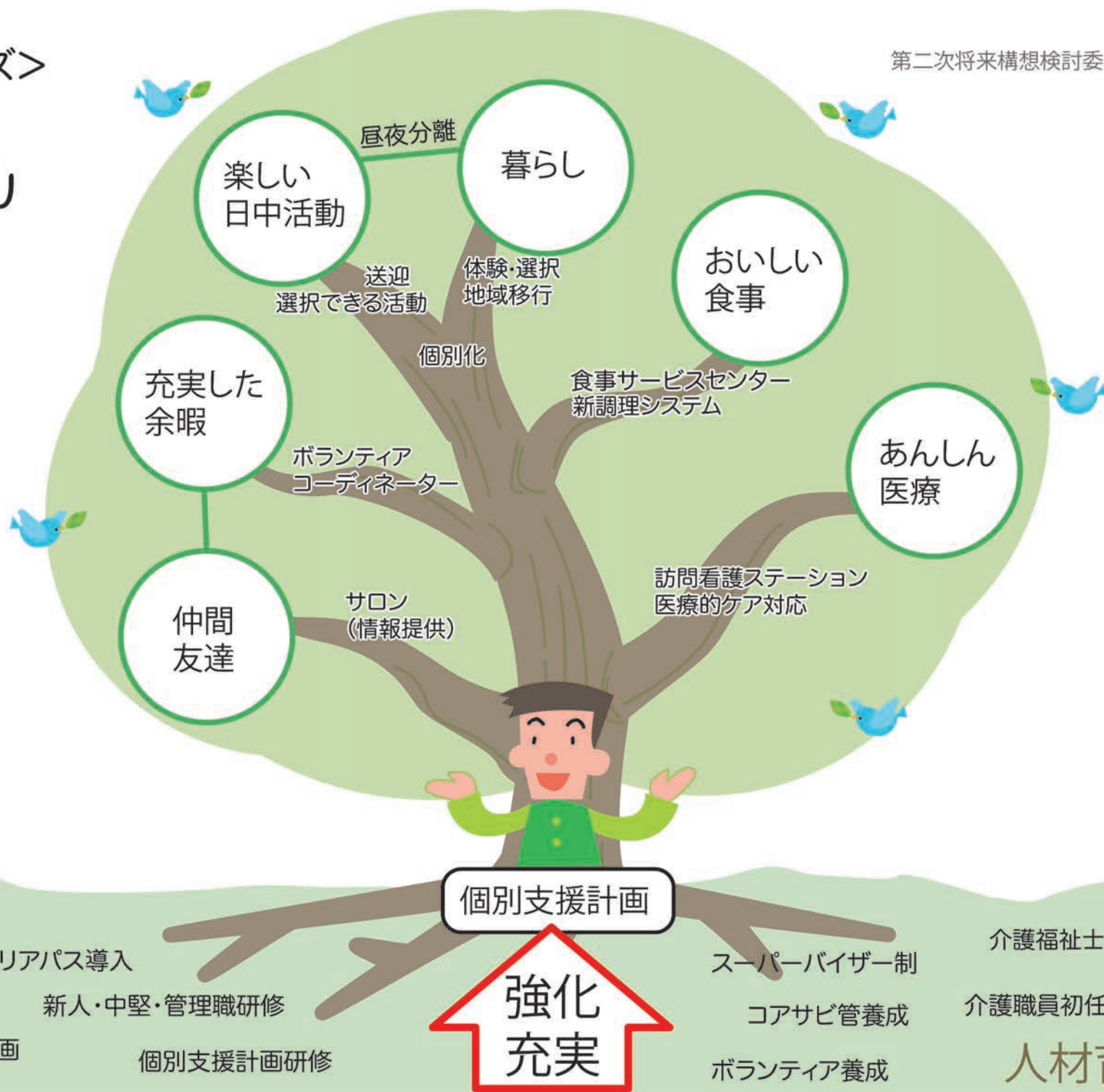
	ランク	具体的 方策の 番号	提言を実現するための 具体的方策	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	部会
				キャリアパス検討 エデンの家 開始	キャリアパス開始 エデンの家 本格始動	4月新卒介護福祉士が 疫吸引可能			
支える人			本部機能の検証 法人理念の検証⇒浸透 法人職員の育成	本部機能の検証→強化 法人理念の検証 キャリアパスの検討 法人職員育成計画検討	キャリアパスの導入 新人・中堅・管理職 研修	プロ育成 サービスの質の向上	継続	継続	全体
個別支援 実現のための 方策	A	①	個別支援強化のための スタッフ育成・連携・充実	・サービス管理あり方検討 ⇒法人個別支援計画研修 (相談&サビ管) ・相談児童部門強化	・相談支援専門員3名増員 ・法人サビ管連絡会 ・相談⇒サビ管連携会議	コアサビ管10名養成 ⇒スーパーバイザー検討		相談支援専門員10名 & コアサビ管30名 ⇒スーパーバイザー制	日中 生活
	A	②	個別支援の強化 (脱・集団!!)	・個別支援計画の見直し ・モニタリング (ニーズ把握)の強化	PDCAの徹底 (第三者評価開始)	継続	継続	個別支援の充実 (支援の個別化)	日中 生活
	A	③	サビ管による地域サービス (GH含む)情報の共有・提供 ⇒知る機会づくり	各事業所の特徴整理 ⇒情報提供サービス開始 (相談支援との連携・ ホームページ活用)		サロンの検討		サロンの設置	日中 生活
	A	④	生活支援のあり方検討 ⇒支援の個別化	生活(支援)のあり方検討	入所施設での 選択制導入検討 (食事・入浴・睡眠)	入所施設で 選択制を段階的に導入 (食事・入浴・睡眠)	入所施設で選択制導入 (食事・入浴・睡眠)	生活の個別化 ⇒生活の質向上 (楽しい生活の実施)	生活 給食
	A	⑤	選択できる暮らしの場 ⇒昼夜分離	生活体験開始(カナダ館(仮称)) ⇒年間14人体験実施(50日/人×2部屋) ※身体障がい者可能	地域体験ホーム立上げ(独立型短期入所併設) ⇒年間21人体験実施(50日/人×3部屋) & 短期入所2名		第二次地域生活移行 知的40名 身体・重心20名 (GH15軒)	日中 生活	
	A	⑥	地域移行⇒昼夜分離	・GHのあり方検討 ・地域移行年間目標：知的8名(入所から) / 身体・重心4名(入所・在宅含む) ・ホーム開設年間目標 GH3軒 ※はまゆうについては、毎年8名程度の地域移行が予想されるが、今回の数値には考慮しない。			宿泊型自立訓練→40名程度	日中 生活	
	A	⑦	入所支援の検討	入所機能の検証	入所機能のあり方検討	入所機能の 縮小・統廃合案の検討	入所機能の 縮小・統廃合開始	第二次入所機能の 縮小・統廃合	日中 生活
魅力ある 活動づくり (昼夜分離)	A	⑧	日中サービスの検証・整理⇒ 選択できる日中活動 ⇒ 昼夜分離(通所)	日中活動の見学体験開始 サービス検証・整理 (目的:楽しみ・役割)	サービスの有目的化 昼夜分離(通所)推進	サービス特色の打ち出し (専門家・地域との連携)⇒ 脱福祉=プロレベル	サービスの生産活動化 (市場競争・評価) サービス定員減の準備	日中活動の自由選択 生活介護定員20名実現 昼夜分離(通所)の実現	日中
	A	⑨	余暇支援	ボランティア コーディネーター養成 土・日・夜活動試行	ワンコイン(500円)サービス(案)開始 ボランティア養成&活用 地域交流イベント開催(ワークショップ等)		余暇支援の在り方検討	新企画	日中 生活
子ども	A	⑩	発達障がい対象 児童発達支援・放課後等デイ 短期入所	ヒト・モノ等 こどもに特化 したサービス開始 (なずなホームの活用)	短期入所の実施	サマースクールの開催			児童
おいしい食	A	⑪	食事サービス部(センター) 開設	食事部門立ち上げ	センター化検討				給食
	A	⑫	センター移行手順 (段階的に)	(療)新調理システム導入 →新重心通所への提供 (野)調理員(療)へ (つ)システム見直し	(療)野・カへ提供開始 (各調理員を療へ集約) (つ)なす・ぎくへ提供開始 レストラン構想検討	センター化検討 レストラン検討	センター着工 レストラン開始	センター稼動	給食 児童
安心生活	A	⑬	重度障がい者を支える 医療的ケア対応職員養成	野の花・光の家・新重心通所・シャローム職員を 対象とした医療的ケア研修(特定⇒不特定)		継続 医療的ケア対応介護福祉士 卒業・採用			医療 生活
	B	⑭	介護職員初任者研修(ヘルパー2級) 及び介護福祉士養成研修 (人材育成&24時間支援体制の為に)	介護職員初任者研修 システムの検討・準備 実習指導体制の整備	介護職員初任者の養成 (人材育成 → 採用) 介護福祉士養成研修 システムの検討・準備 実習指導体制の整備	介護福祉士の養成 (人材育成 → 採用)	継続		医療 生活
	B	⑮	安心して医療が受けられる 訪問看護ステーション (訪問リハビリ)の立上げ	立ち上げ準備(市場調査) 看護師・リハビリの 増員・研修	訪看ステーション開設 重心からスタート 地域・法人内への派遣	地域スタート (赤井、平窪、小川、川前)	継続	継続	医療 日中
	B	⑯	医療機関を 受診しやすくする為に	障がい者に優しい 医療機関評価 医療情報シート検討作成	法人と医療機関の 提携契約	継続～見直し	継続	継続	医療 生活
	B	⑰	送迎サービスの検討 (昼夜分離実現に必須)	現状把握→機能集約検討 →知的対象送迎部門開始	車輛・人員の集約化 → 法人利用者対象送迎検討	送迎開始	送迎サービス事業所開始		児童 日中
ふくいんのもり	C(A)	⑱	企業内保育 (託児・臨時学童)	ニーズ調査→検討・準備 秋:サービス開始	小島分園検討	分園スタート			児童
	C	⑲	児童館	サービス内容検討	イベント・子育て相談				児童
			小規模多機能(高齢者)	運営設置の検討	運営設置の検討	サービス開始			
			公園・牧場	基本設計	公園(牧場)事業開始 (管理は就労A型活用)		カフェ開始(就労A型)		
安心生活	C(A)	⑳	療育センター	療護園のあり方検討会設置	(発達障がい対応を視野に入れた) 療育センター機能の 検討・準備			療育センター機能の整備	児童 医療
	A	㉑	本部機能検証 提言実行マネジメント	本部機能検証 提言実行マネジメント	提言の評価・修正・実行	提言の評価・修正・実行	提言の評価・修正・実行	提言の評価・修正・実行	全体

ランク について	A	必須課題(5カ年計画)
	B	重要課題(準5カ年計画)
	C	提案課題

<キャッチフレーズ>



第二次将来構想検討委員会イメージ図



支える人

キャリアパス導入

法人理念の検証

新人・中堅・管理職研修

法人職員育成計画

個別支援計画研修

個別支援計画

強化
充実

スーパーバイザー制

コアサビ管養成

ボランティア養成

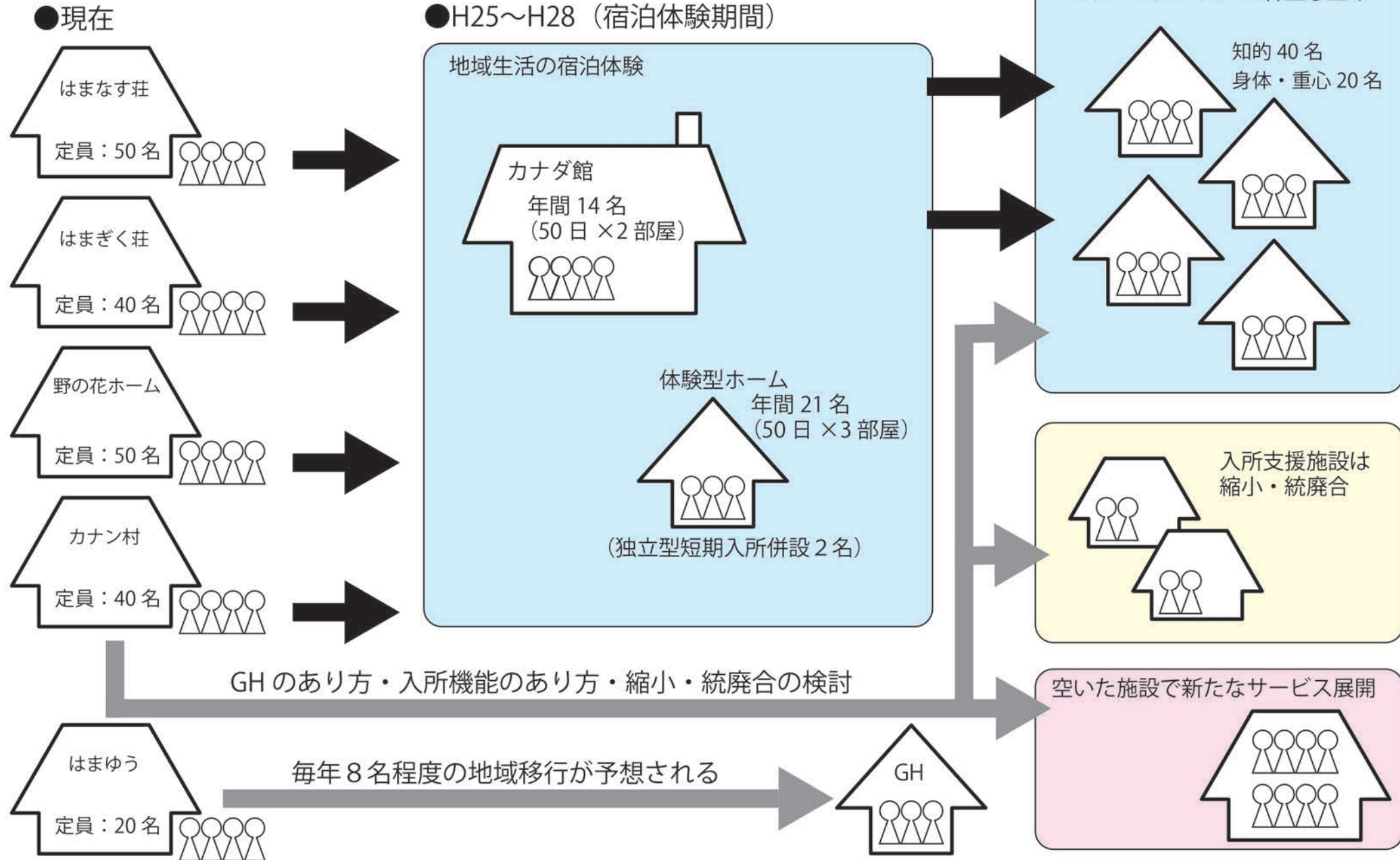
介護福祉士養成

介護職員初任者養成

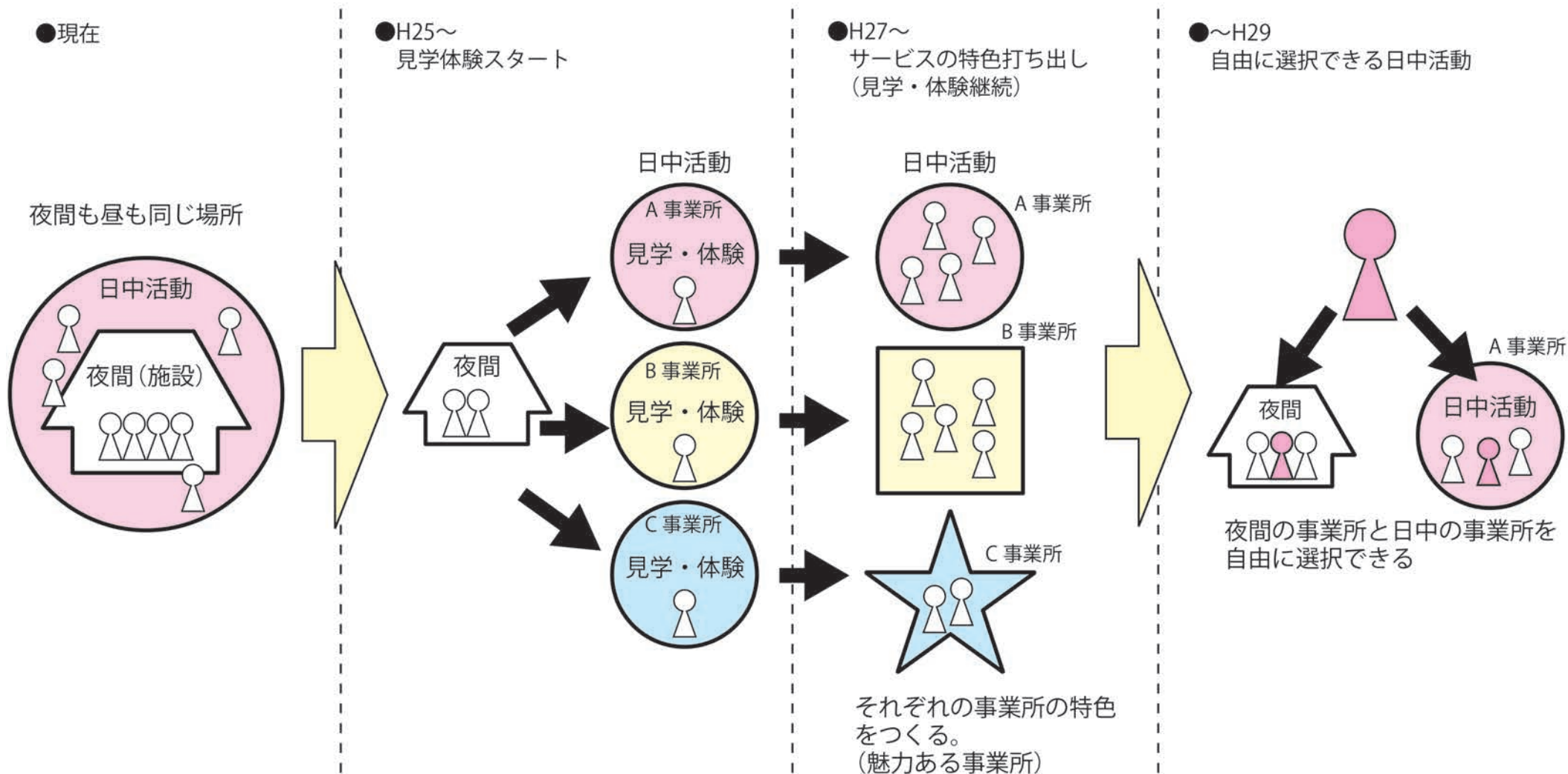
人材育成

本人が体験し選択できる暮らしのイメージ

●～H29（第二次地域移行）



日中活動・送迎に関するイメージ



送迎に関して

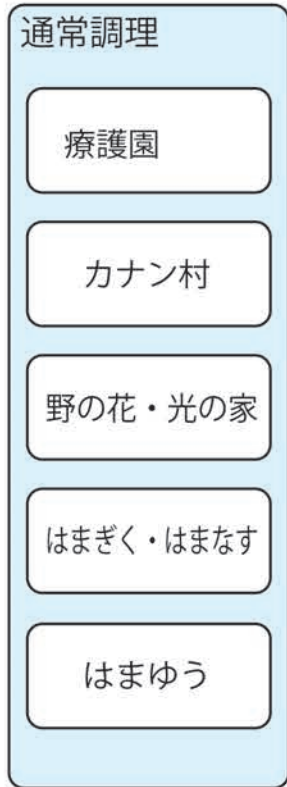
送迎の現状把握→機能集約検討
知的対象送迎部門開始

車輛・人員の集約化→
法人利用者対象送迎検討

送迎専門サービス事業所開始

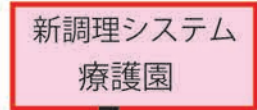
法人の食に関するイメージ

●現在

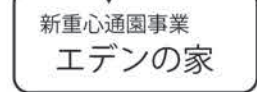


つばさ弁当部

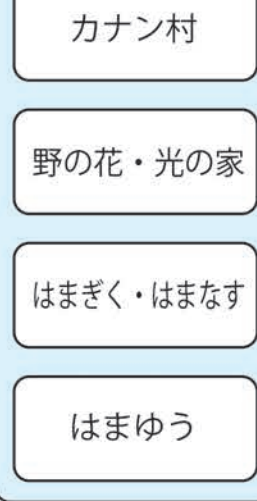
●H25～
療護園に新調理システム導入



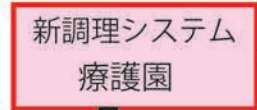
提供



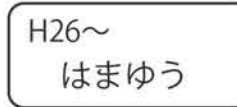
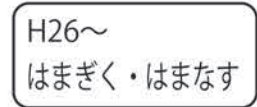
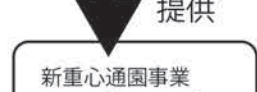
通常調理



●H26～H27
療護園から4施設へ給食提供開始



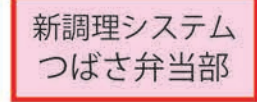
提供



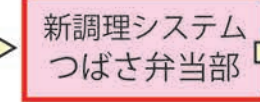
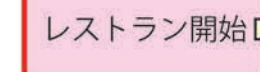
提供

提供

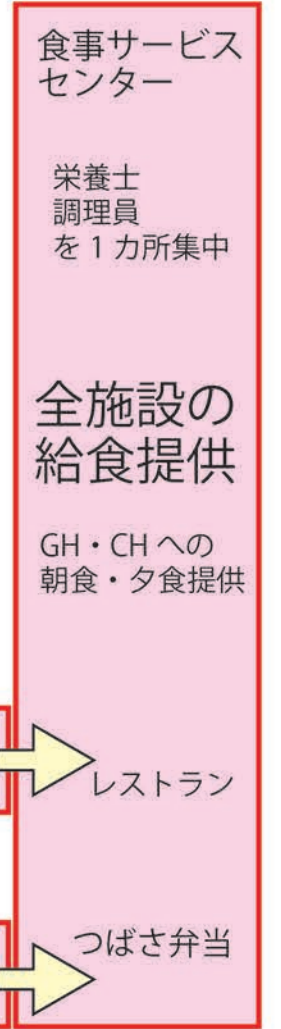
●H26 つばさに新調理システム導入



●H28～



●H29～
食事サービスセンター開始



●H25 プロジェクトチームの立ち上げ

食事サービスセンター化に向けての検討

つばさ弁当部門の見直し
食事部門の立ち上げ

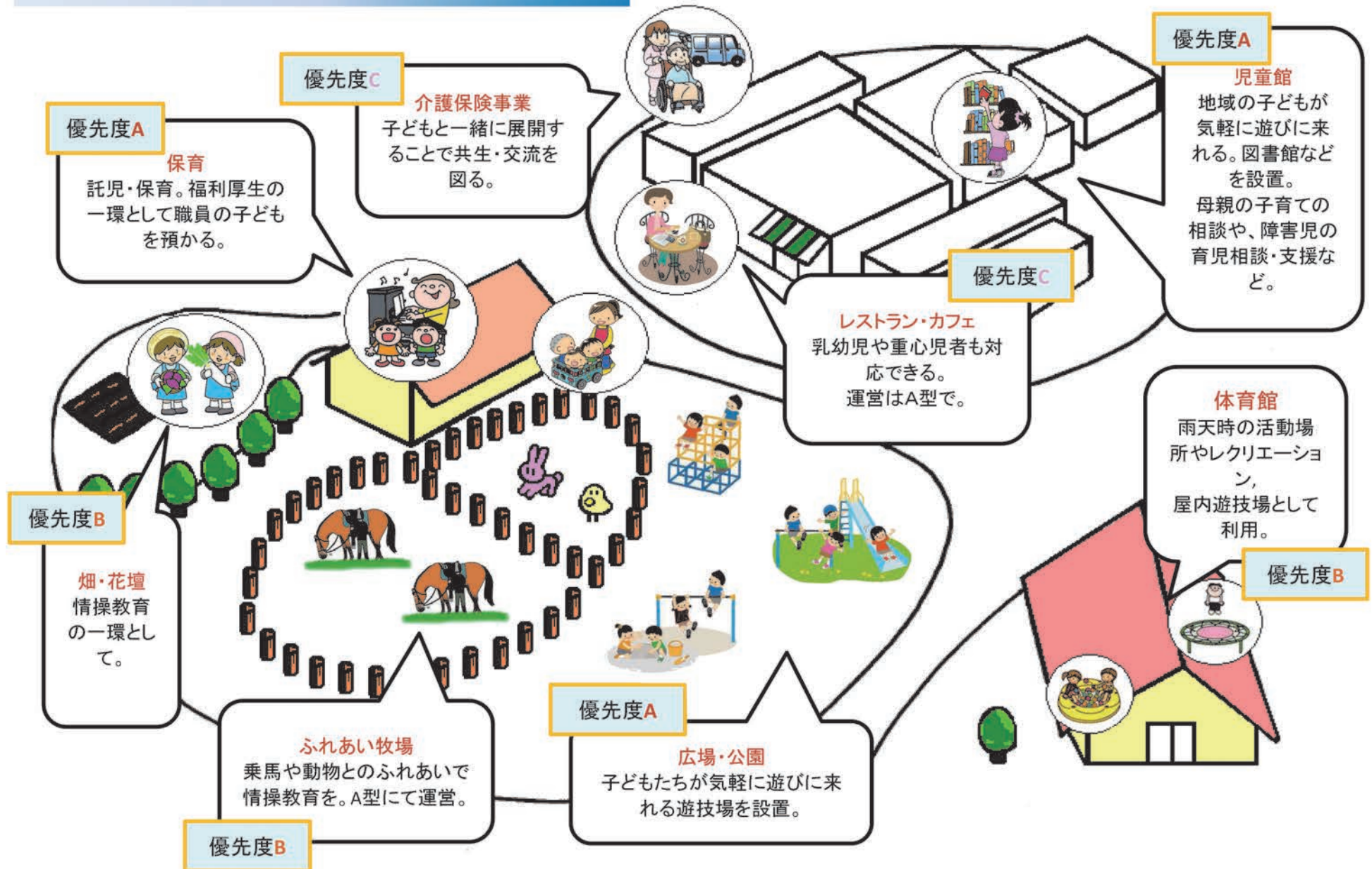
食事サービスセンター化検討

レストラン検討→レストラン着工

食事サービスセンター化に向けての準備・スタート

ふくいんのもり構想

第2次将来構想検討委員会 イメージ図



第二次将来構想検討委員会 開催一覧

H23.12.27	第1回委員会(全体会)	委嘱状の交付 委員長・副委員長選出 第1次将来構想の説明及び報告 タイムスケジュールの確認
H24.1.26	第2回委員会(全体会)	法人の理念の確認 法律の理解 専門部会立ち上げ
H24.2.6	第3回委員会(全体会)	
H24.2.14	第1回生活支援部会	
H24.2.20	第1回児童部会	
H24.2.21	第1回日中活動部会	
H24.2.23	第3回医療部会	
H24.2.28	第4回委員会(全体会)	部会の状況報告 利用者の状況把握について (地域支援委員会と合同で開催)
H24.3.13	GH/CH利用者の意向調査報告会	
H24.3.13	第2回日中活動部会	
H24.3.15	第2回生活支援部会	
H24.3.21	第2回児童部会	
H24.3.26	第2回医療部会	
H24.4.6	第5回委員会(全体会)	メンバー1名追加(かがやき) 部会の状況報告・意見交換等
H24.4.10	第3回日中活動部会	
H24.4.18	第3回児童部会	
H24.4.25	第3回医療部会	
H24.4.26	第3回生活支援部会	
H24.5.10	第6回委員会(全体会)	ロールプレイ行う。 部会の状況報告
H24.5.17	第4回児童部会	
H24.5.22	第4回医療部会	
H24.5.24	第4回生活支援部会	
H24.5.24	第4回日中活動部会	
H24.6.5	第7回委員会(全体会)	メンバー1名追加(療護園) 部会の状況報告・意見交換等
H24.6.14	第5回児童部会	
H24.6.18	第5回医療部会	
H24.6.18	第5回日中活動部会	
H24.6.19	給食検討会立ち上げ	
H24.6.20	第5回生活支援部会	
H24.7.3	第8回委員会(全体会)	部会の状況報告・意見交換 中間報告(案)について
H24.7.5	第2回給食検討会	
H24.7.9	第6回日中活動部会	
H24.7.9	第6回医療部会	
H24.7.11	第3回給食検討会	
H24.7.12	第6回児童部会	
H24.7.18	第6回生活支援部会	
H24.7.31	第9回委員会(全体会)	中間報告(案)について

H24.8.20	第7回日中活動部会	
H24.8.20	第7回医療部会	
H24.8.21	第7回児童部会	
H24.8.22	第4回給食検討会	
H24.8.22	第7回生活支援部会	
H24.8.28	ワークショップ（SWOT分析）	
H24.9.6	給食見学・試食	療護園
H24.9.6	第10回委員会(全体会)	食事状況の見学・試食の感想 SWOT分析について
H24.9.10	第8回日中活動部会	
H24.9.10	第5回給食検討会	
H24.9.12	第8回医療部会	
H24.9.13	第8回生活支援部会	
H24.9.20	第8回児童部会	
H24.9.25	給食見学・試食	野の花ホーム
H24.10.2	第9回日中活動部会	
H24.10.2	給食見学・試食	カナン村
H24.10.4	第11回委員会(全体会)	黒田牧師、講話（法人理念の確認） 部会の報告・意見交換
H24.10.9	第9回生活支援部会	
H24.10.9	第9回医療部会	
H24.10.10	給食見学・試食	はまなす荘・はまぎく荘
H24.10.10	日中活動部会法人内事業所見学	光の家・カナン村・野の花ホーム
H24.10.15	日中活動部会法人内事業所見学	はまなす荘・はまぎく荘・かがやき(作業)・ポポロ・つばさ
H24.10.19	第9回児童部会	
H24.10.22	第10回日中活動部会	
H24.10.25	第6回給食検討会	
H24.11.6	第7回給食検討会	
H24.11.8	第12回委員会(全体会)	日中活動を見学しての感想 部会の報告・意見交換
H24.11.12	第10回生活支援部会	
H24.11.13	第10回児童部会	
H24.11.13	第11回日中活動部会	
H24.11.15	第10回医療部会	
H24.11.19	第11回生活支援部会	
H24.11.26	第11回医療部会	
H24.11.30	第8回給食検討会	
H24.11.30	第11回児童部会	
H24.12.3	第12回日中活動部会	
H24.12.3	第12回生活支援部会	
H24.12.5	第12回医療部会	
H24.12.5	第9回給食検討会	
H24.12.13	第13回委員会(全体会)	部会の報告 提言・5カ年計画（案）について
H24.12.21	第13回医療部会	
H24.12.25	第12回児童部会	
H24.12.25	第13回日中活動部会	
H24.12.26	第13回生活支援部会	
H25.1.15	第14回委員会(全体会)	
H25.1.15~16	SWOT研修（部会長）	かんぼの宿にて
H25.1.28	第15回委員会(全体会)	提言・5カ年計画（案）について
H25.2.5	第16回委員会(全体会)	提言・5カ年計画（案）について
H25.3.4	第17回委員会(全体会)	提言・5カ年計画（案）について

第二次将来構想検討委員会 委員名簿

施設名	職員名	備考
福島整肢療護園	時實祐志	委員長
〃	加藤すみ子	
カナン村	菘 有美	
野の花ホーム	角田純子	
光の家	平川泉美	
はまなす荘	栗村嘉起	
はまぎく荘	野木節子	
はまゆう	青田真記	
障害者総合生活支援センターふくいん	羽賀典子	
相談支援事業所ふくいん	横田香織	
就業・生活支援センター	星美枝子	副委員長
シャローム	田中敦子	
つばさ	今泉俊昭	
かがやき	坂本友行	
小島保育園	木村智香子	
ポポロ	岡本正志	

顧問(理事)	堀越時雄	
法人本部事務局	藁谷健一	
〃	本田隆光	
〃	今泉奈津子	

部会メンバー 一覧

◎ 部会長 ○副部会長

医療部会 (7名)	◎田中敦子	○羽賀典子	野木節子	角田純子
	横田香織	平川泉美	坂本友行	
児童部会 (7名)	◎横田香織	○木村智香子	岡本正志	時實祐志
	栗村嘉起	菘 有美	田中敦子	
日中活動部会 (10名)	◎野木節子	○平川泉美	青田真記	時實祐志
	菘 有美	星美枝子	今泉俊昭	岡本正志
	木村智香子	坂本友行		
生活支援部会 (7名)	◎栗村嘉起	○角田純子	今泉俊昭	青田真記
	星美枝子	加藤すみ子	羽賀典子	
給食検討会 (8名)	◎加藤すみ子	○青田真記	栗村嘉起	角田純子
	今泉俊昭	鈴木麻里 (はまぎく荘・栄養士)	大平ちあき (カナン村・栄養士)	鈴木伯子 (つばさ・調理師)

社会福祉法人いわき福音協会 将来構想についての第二次提言

発行日:平成 25 年 4 月

発行者:社会福祉法人いわき福音協会

〒970-8001

福島県いわき市平上平窪字羽黒 40 番地の 44

TEL:0246(23)1903 FAX:0246(23)1905

ホームページ URL:<http://i-fukuin.com>

Email:honbu@i-fukuin.jp